

巻頭言

教職実践演習実施委員会
委員長 井門正美

「教職実践演習」は、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）」により定められた平成25年度から始まる新設科目（必修）である。当科目は、教員としての資質能力の最終的な確認を行うことを目的としている。そのために、教育内容としては、教員に求められる 4 つの事項（使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、社会性や対人関係能力に関する事項、幼児児童生徒理解に関する事項、教科等の指導力に関する事項）を組み込むこととされ、その教育方法としては、演習（指導案作成や模擬授業・場面指導の実施等）、事例研究、グループ討議等を効果的に活用することが、また、指導体制としては、教職経験者を含めた複数の教員の協力方式による実施が求められている。

こうしたねらいと特色から、教職実践演習は、近年の教員資質能力の低下、問題教師（いわゆる「M教師」）の増加等、教員に関する諸問題を解決し、教員の資質能力の向上を目指して、教員養成の段階で教員の基礎的資質能力を培うために新設された科目と言える。この科目に対しては、反対意見もあるが、教員の資質能力の向上は必須であり、すでに法律が定められている以上、課程認定大学としては、如何に教育内容と教育方法、並びに指導体制を充実させて、教育実践演習を実施するかという点が重要になってくる。

私ども秋田大学教育文化学部の教員養成では、すでに平成 22 年度から教職実践演習の試行授業を開始しているが、本年度（平成 23 年度）には、教職実践演習実施委員会を設立し、当科目の本格実施を睨み、前年度の反省を活かして試行的授業に取り組んだ。

本年度の受講登録者は三十数名の少人数ではあったが、当科目に求められている教育内容と教育方法、そして指導体制をしっかりと押さえた上で実施している。そのことは、本文に記された、各回の報告をご覧いただければ充分にご理解いただけると思う。また、大学の教員だけではなく、外部講師として秋田県の指導的立場にある教員や、教育実践で名のある実力者を招聘して実施しており、指導体制についても、県教育委員会や地方教育委員会、諸学校や教育関係機関との強力な連携を図っている点を確認されたい。

本年度は、教職実践演習実施委員会主催のFDシンポジウムも開催し 30 名ほどの学部教員により意見を交わしたが、本報告書では、教育文化学部の教職実践演習試行授業を公開し、その内容について秋田大学の教員をはじめ、秋田県の教育関係機関や先生方、さらには全国の関係者に紹介して、本格実施に向けた議論をさらに活発化されることができればと思う。

私どもは、平成 24 年度も試行授業を展開し、百数十名に及ぶと推測される受講者に対して、4 年間の継続的指導をどう行うのか、少人数の演習やグループ学習等をどのように実施するのか、評価をどう行うのか、不適格者へは如何なる対応をすればよいのか等々、山積した課題に対して、学部・附属教員、県内教育機関、諸学校教員と連携し、より良い教職実践演習の在り方を探究していく所存である。

今回の教職実践演習に関わって尽力いただいた関係各位に感謝し、巻頭の言葉としたい。

2012 年 3 月 28 日 記